

入札（見積）結果調書

令和 2 年度

契約番号	第15-21-00012号		
件名	新設登録・給水装置情報登録業務（豊平区・清田区）		
入札（見積）年月日	令和 2年 2月 12日	午後 1時 45分	
入札（見積）場所	水道局総務部総務課入札室		
落札（決定）金額	11,000,000 円	主管課	15 営業課
	<small>入札（見積）価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札（決定）金額である。</small>	最低制限価格	
工種（業種）	290 その他		円
落札（決定）業者	60000108660（株）日本ウォーターテックス		

入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低 金額	第 2 回	最低 金額	第 3 回	最低 金額	
(株) 日本ウォーターテックス							決定
	13,200,000		12,300,000		11,200,000		10,000,000
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 新設登録・給水装置情報登録業務（豊平区・清田区）
- 2 業者名 株式会社日本ウォーターテックス
- 3 特定理由 本業務は、新たな給水装置が設置された際に、給水装置及び使用者情報等の現地調査を行い、お客さま番号を付番した初期データに調査情報を加えて基幹システムに登録する業務と登録後の情報更新に係る各種データの登録業務である。
本業務は、効率的なメーター検針となるよう適切に給水装置情報及び建物情報を登録することや、新設工事で使用した水量の料金精算に関する説明及び届出受理など、料金調定を含む様々な知識が必要であり、それらを基に検針業務を行っていることから正確かつ迅速な業務履行が求められる。
上記事業者は、当該地区の検針を受託しているため、料金調定に係る建物情報の調査及び登録が一元的に管理にできることや、現地の再確認が必要な場合も当該地区に事務所があることから合理的かつ効果的に履行できる唯一の事業者である。
- 4 根拠規程 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。